

被扶養者の認定要件も確認しましょう

年度替わりの時期は、被扶養者の異動も多い時期です。

この時期多く見られる被扶養者の認定・取消の要件を下表に記載していますので、いずれかに該当する方は所属所経由で手続きを行ってください。

詳細については、「福利厚生ハンドブック」をご覧ください。

◆被扶養者の認定

認定要件に該当した場合は、その要件を備えた日から30日以内に所属所（学校等）を経て「被扶養者認定申告書」に必要書類を添付し、提出してください。普通認定（扶養手当あり）と特別認定（扶養手当なし）では提出書類が異なりますので、ハンドブック②③ページ「●提出書類」の表を参照してください。

詳細は「福利厚生ハンドブック」の②②ページ～②④ページ、様式は㊦②⑩ページ、記入例は㊦②⑦ページに掲載しています。

注意：事実発生日から30日を超えて申告した場合は、被扶養者認定申告書に記載された「所属所受理年月日」が認定日となりますのでご注意ください。忘れずに30日以内に申告しましょう。

認定要件	認定日	認定要件の事実発生日を確認するための必要書類等
退職	退職した日の翌日	・退職辞令(写)、離職票(写)、加入していた健康保険の資格喪失証明書等
生計維持者の退職による扶養替え	退職した日の翌日	・退職辞令(写)、離職票(写)、加入していた健康保険の資格喪失証明書等 ・戸籍謄本
同居	同居した日	・住民票謄本
	※同居要件が必要な方との同居による認定(福利厚生ハンドブック②②ページ「被扶養者として認定できる親族の範囲」を参照してください。)	
収入減少	収入の減少が確定した日 または 減少する見込みがたった日	年額130万円(障害年金受給者または、60歳以上で年金受給者は180万円)の収入限度額に満たないとき、または見込まれるとき ・確定申告書及び収支内訳書(写)……申告を行った日が認定日 (所得税法上の必要経費とは異なる取扱いとなりますので、支部へご確認ください。) ・年金改定通知書(写)……通知書を受領した日が認定日 ・雇用契約書(写)……労働条件が変更した日が認定日 (収入超過で取消となっていた場合は、労働条件の変更により認定が可能です。)

◆被扶養者の取消

取消要件に該当した場合は、速やかに所属所（学校等）を経て「被扶養者取消申告書」に必要書類を添えて提出してください。

詳細は「福利厚生ハンドブック」の②④ページ、様式は㊦②⑩ページ、記入例は㊦②⑧ページに掲載しています。

注意：提出の遅れによりさかのぼって取消となった場合は、医療費の返還が生じることがありますのでご注意ください。

取消要件	取消日	取消要件の事実発生日を確認するための必要書類等
就職	就職した日	・就職辞令(写)、加入した健康保険証(写)等
別居	別居した日	・住民票謄本
	※同居要件が必要な方との別居による取消(福利厚生ハンドブック②②ページ「被扶養者として認定できる親族の範囲」を参照してください。)	
雇用保険受給	支給期間初日	・雇用保険受給資格者証(写)、失業者退職手当受給資格者証(写)
※日額3,612円以上の雇用保険失業給付金を受給することとなったとき		
収入超過	収入が超過した日 または 超過する見込みがたった日	①年額130万円(障害年金受給者または、60歳以上で年金受給者は180万円)以上の恒常的な収入があると見込まれるとき (個人年金や財形年金を解約などで一括で受け取る場合は、恒常的な収入ではありません。) ・雇用契約書(写)……労働条件が変更した日が取消日 ・年金改定通知書(写)……証書を受領した日が取消日 ・個人年金、財形年金の証書(写)……証書を受領した日が取消日 ②事業所得、農業所得、不動産所得、配当所得などの収入が限度額を超えたとき ・給与以外の所得は、確定申告書及び収支内訳書(写)……申告を行った日が取消日 (所得税法上の必要経費とは異なる取扱いとなりますので、支部へご確認ください。) ③月額108,334円以上の収入が3カ月連続したとき 複数の恒常的な収入がある場合は、毎月合算した額が上記金額以上になっていないか確認をしてください。 ・毎月の給与明細書で確認 < 給料が翌月払いの場合……3カ月目の給料日翌日が取消日 給料が当月払いの場合……4カ月目の初日が取消日 (手続きの際は、「超過前」の給与明細と「超過後」の給与明細3カ月分、あわせて4カ月分の給与明細が必要です。) ※詳細は福利厚生ハンドブック②④ページ「5.被扶養者の取消」をご覧ください。

※被扶養者の認定・取消ともに、必要に応じて上記以外の書類が必要な場合があります。必要書類等が不明な場合はご連絡ください。